

農地法第4・5条許可申請添付書類一覧

No.	書類名称	説明及び注意事項	通数
1	許可申請書	押印不要 記載要領のとおり記入すること。	4条は3通 5条は4通
2	土地選定理由書	転用を必要とする理由について詳細に記入すること。	
3	法人登記事項証明書等	法第5条においては譲受人が法人の場合に必要。(いずれか1つ) 定款・寄付行為の写し(原本証明が必要)、法人登記の履歴事項全部証明書	
4	土地登記事項証明書	全部事項証明書に限る。	
	住民票	土地の登記事項証明書の所有者住所と現住所が一致しない場合に必要。	
	戸籍の附票等	土地の登記事項証明書の所有者住所と現住所が一致しない場合、かつ、住民票記載内容で住所の変遷が追えない場合に必要。	
	相続権確認書類	相続未登記の場合に必要。(いずれか1種類) 遺産分割協議書・遺言公正証書の写し、法定相続情報一覧図、戸籍謄本等	
5	公図の写し	申請地を朱線等で囲むこと。 隣接地の所有者及び登記地目を記入すること。	
6	位置図、案内図	1/10,000～50,000程度の位置図及び1/1600程度の案内図とすること。 申請地を朱書き等で示すこと。	
7	土地利用計画	以下の図面を作成すること。 複数の図面をまとめてもよい。	
	配置図	建物、工作物、車両及び資材の配置並びに空間の利用用途等を示すこと。	
	被害防除方法記載図	隣接農地や水路等への被害防除方法を示すこと。 例) 敷地外周部の土留め等	
	排水施設計画図	雨水及び汚水の排水計画を示すこと。	
	造成計画図(平面図・断面図)	造成、埋立がある場合に必要。	
8	建物等の図面(平面図・立面図)	建築面積を記載すること。	2通
9	資金調達計画	資金調達計画書(県様式例4-24)を参考に作成すること。	
	所要金額の根拠	土地売買契約書、賃貸借契約書、工事見積書等の写し(被害防除策の見積り含む。)	
	資金内訳の根拠	残高証明書、融資証明書、住宅ローン事前審査結果書等の写し	
10	土地権利者の同意書	賃借権、抵当権、仮登記等が設定されている場合に必要。(権利者が譲受人の場合や納税猶予は不要) 登録印を押印すること。	
	印鑑証明書	土地権利者の同意書を提出する場合	
11	土地改良区等の意見書	申請地が土地改良区・水利組合等の区域内の場合に必要 土地改良区等の代表の連絡先については、富士見市農業振興課にお問合せください。 意見を求めた日から30日を経過しても意見を得られない場合は、その事由を記載した書類。	
12	関係官庁の許認可等の写し等	転用事業のために他法令の許認可等が必要な場合に必要。 例) 道路・水路占用、県土砂条例、河川保全区域等 申請時点で許認可が得られていない場合は、許可申請書の「その他参考となるべき事項」欄に記載要領のとおり記入すること。 開発許可については、許可申請書の「その他参考となるべき事項」欄に記載要領のとおり記入すること。	
13	委任状	代理人による申請の場合に必要。(法第5条の場合において、譲受人又は譲渡人が申請する場合であっても、他方の委任状が必要) 委任を受ける者は、会社名、所在地、担当者及び連絡先の電話番号を記入すること。 委任を受ける事項を明記すること。特に農地転用許可後の転用事業進捗状況報告書、工事完了届及び転用事業完了後の実施状況報告書の提出者を明確にすること。	

14	本人確認書類	代理人が持参する場合や郵送する場合等に必要。(いずれか2種類) 運転免許証・運転経歴証明書・個人番号カード・旅券・在留カード・特別永住者証明書・健康保険証・年金手帳・在学証明書等	2通	
15	免許状等の写し	転用目的の事業に資格等を要する場合に必要。		
16	転用計画同意書(隣地)	隣地が農地・農業用施設等の場合に必要。 同意は地権者の自署とすること。		
17	その他必要に応じた書類	敷地拡張の場合		<input type="checkbox"/> 現況図 <input type="checkbox"/> 既存建物書類 <input type="checkbox"/> 既存敷地の土地登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 現況写真
		農業用倉庫の場合		<input type="checkbox"/> 農業用倉庫(作業場)の建設に係る資料(県様式例4-2) <input type="checkbox"/> 農家証明
		資材置場及び駐車場の場合		<input type="checkbox"/> 資材置場(駐車場)の設置に係る資料(県様式例4-3)
		特定建築条件付売買予定地の場合		<input type="checkbox"/> 農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約の一般的な契約書案
		自己用住宅の場合	<input type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明書の写し(都市計画法34条12号区域内の場合) <input type="checkbox"/> 住宅賃貸借契約書の写し <input type="checkbox"/> 土地建物の名寄せ又は無資産証明(同世帯の成年者全員の現住所 地及び富士見市のもの)	
	その他	申請内容により上記以外の書類の提出を必要とする場合があります。		

【注意事項】

・本人が窓口申請書類を持参する場合、本人確認のため次のいずれかの書類を提示してください。

【1点でよいもの】

運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード、旅券、在留カード又は特別永住者証明書等

【2点必要なもの】

健康保険証、年金手帳又は在学証明書等

・証明書等は申請日より3カ月以内に発行されたものを提出して下さい。

・書類に不備又は不足がある場合は受け付けできません。

・許可申請書以外の添付書類のうち、1通はコピーで可とします。

・面積が4haを超える場合は許可申請書が5通(4条は4通)、添付書類が3通(2通はコピーで可)となります。

・申請前に事前相談票の提出をお願いします。

・土地改良区等の意見書や関係官庁の許認可等は調整に時間がかかる場合がありますのでご注意ください。

富士見市農業委員会 TEL049-251-2711